中小企業者等の少額資産特例(租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税 特別措置法第67条の8ほか) |個別に減価償却し ているもの 3年で一括償却 法人税法第64条の (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施 2第1項・所得税法 行令第139条第1項) 第67条の2第1項に 一時に損金算入 規定するリース資産 (法人税法施行令第133条、所得税法施 (20万円未満) 行令第138条) 課税(償却資産)の対象となる資産

課税(償却資産)の対象とならない資産